

掛川市告示第92号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月2日

掛川市長 松 井 三 郎

別表第2 障害児の項中「障害児で市長が認める者」を「者として市長が認める者」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。